

障害児通所支援事業所における障害児の安全確保 及び送迎車両の安全管理の徹底について

（１）概要

近年の、送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案等を踏まえ、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」が改正にされ、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に対し、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」が義務付けられました。

（２）障害児の安全の確保に関する計画の策定等

<内容>

次の事項が義務化されています。（送迎の有無にかかわらず、全事業者が対象です。）

①障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定していること。

②安全計画について従業者に周知するとともに、安全点検や安全研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。

③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

④安全計画は定期的に見直しをすること。

（３）自動車を運行する場合の所在の確認

<内容>

障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

（４）送迎車両への安全装置の設置

<内容>

障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（ブザー等）を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。

<ブザー等の設置が義務となっている自動車>

ブザー等の設置が義務となる自動車は、原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が３列以上（運転席＋２列以上）の自動車です。詳細は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を確認してください。